



# ウォーターランド通信

問合せ ウォーターランド南条 ☎ 0778-47-3711

ウォーターランド南条

検索

## ★暑い夏！ウォーターランド南条でひんやりクールダウン！

町内小・中学校の夏休み期間（8月8日（土）から8月18日（火）まで）は、中学生以下のお子様は無料でご利用いただけます。

8月は日曜日も営業します。土日、祝日、お盆期間（8月10日（月・祝）から8月15日（土）まで）は人数と利用時間の制限を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、ウォーターランド南条のホームページをご覧ください。

☆新型コロナウイルス感染症予防対策へのご協力をお願いします。

①フロントでの検温（37・5度以上の発熱がある場合、息苦しさや倦怠感がある場合は、ご利用を中止してください）

②一部施設の利用制限（採暖室、ドライヤーは利用停止）

③換気・消毒の実施（ご利用中であっても換気や消毒を行います）

## ★会員さんからのお言葉

ウォーターランド「GOGOバス河野便」に乗車してプールをご利用いただいている瀬戸つや子さんにお話を伺いました。

### 『通うようになったきっかけ』

喜寿の頃に友人に誘われたのがきっかけで通い始めたそう  
で、「手術した膝の調子が悪く、歩くのが大変だったので、リハビリのつもりでプール歩きを始めました」とおっしゃる瀬戸さん。それから13年、90歳になる今も、元気にウォーターランドへ通われています。

### 『ウォーターランド南条へ通って良かったこと』

「リジオ体操も続けられるし、日本舞踊も続けられる。家族に世話もかけたくないし、今のところ一人で何でもできます」と瀬戸さんは生き生きとお話くださいました。

### 『これからの目標』

「家族に世話をかけずにいたい。100歳を目標に続けたい。年を重ねても背筋をピンと伸ばして過ごしたい」と強いまなざしでお話くださいました。

### 『スタッフより一言』

お客様の中でも憧れの存在の瀬戸さん。私たちも応援させていただきます。



写真 瀬戸つや子さん

## 年金のお知らせ

問合せ 武生年金事務所 Tel 0778-23-1126  
(自動音声案内「2」の後「2」選択)  
町民税務課 ☎ 0778-47-8015

### 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などこれらの期間の保険料については、10年以内であれば、さかのぼって納める（追納する）ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申込みを希望される方は、武生年金事務所へご相談ください。